

## 第4期亀岡市障がい者基本計画 計画期間考察資料

西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
和暦	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
国	障害者基本計画（第4次） ※現行計画					障害者基本計画（第5次）					障害者基本計画（第6次）				

府	第3期京都府障害者基本計画 (計画期間終了)	第4期京都府障害者基本計画 ※現行計画					第5期京都府障害者基本計画					第6期京都府障害者基本計画				
	第5期障害福祉計画及び 第1期障害児福祉計画 ※現行計画		第6期障害福祉計画及び 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画及び 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画及び 第4期障害児福祉計画			第9期障害福祉計画及び 第5期障害児福祉計画				

亀岡市 上位計画	第4次亀岡市総合計画 (後期：平成28年4月～) ※現行計画	第5次亀岡市総合計画（案）										第6次～（案）				
	改定亀岡市地域福祉計画 (平成28年4月～) ※現行計画	第3期亀岡市地域福祉計画（案）					第4期亀岡市地域福祉計画（案）					第5期～（案）				

亀岡市障がい者 基本計画・ 障がい福祉計画	第3期亀岡市障害者基本計画 (後期：平成27年4月～) ※現行計画	<b>第4期亀岡市障がい者基本計画</b>														
	第5期亀岡市障害福祉計画及び 第1期亀岡市障害児福祉計画 ※現行計画	第6期亀岡市障がい福祉計画及び 第2期亀岡市障がい児福祉計画			第7期亀岡市障がい福祉計画及び 第3期亀岡市障がい児福祉計画			第8期亀岡市障がい福祉計画及び 第4期亀岡市障がい児福祉計画			第9期亀岡市障がい福祉計画及び 第5期亀岡市障がい児福祉計画					

計画期間  
(6年)

計画期間  
(9年)

計画期間  
(10年)

### 【考察】

- ・ 計画期間6年の場合・・・利点：「亀岡市地域福祉計画（第4期）」（案）の内容を次期計画に反映可。  
短所：2年後に国（第6次）、府（第6期）の計画見直しがある。
  
- ・ 計画期間9年の場合・・・利点（1）：国（第6次）、府（第6期）の計画及び「亀岡市地域福祉計画（第4期）」（案）の内容を次期計画に反映可。  
利点（2）：府の障害福祉計画（第8期）及び障害児福祉計画（第4期）の策定の動きと次期亀岡市障がい福祉（障がい児福祉）計画の策定作業が連動でき、障がい者基本計画と障がい福祉（障がい児福祉）計画との一体策定が可。  
短所（1）：2年後に「亀岡市総合計画（第6次）」（案）、「亀岡市地域福祉計画（第5期）」（案）の見直しがある。  
短所（2）：計画期間が長期に亘ることから、社会情勢の変化や法改正等に対応するための中間見直し等が必要。
  
- ・ 計画期間10年の場合・・・利点（1）：国（第6次）、府（第6期）の計画の内容を反映可。  
利点（2）：「亀岡市総合計画（第6次）」（案）、「亀岡市地域福祉計画（第5期）」（案）の策定と次期計画の策定作業を連動できる。  
短所（1）：計画期間が長期に亘ることから、社会情勢の変化や法改正等に対応するための中間見直し等が必要。